

令和2年度 第8回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和2年11月9日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前10時05分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正			
	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子	7番	永原 聡	8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕	推進委員	茗荷 主吉	推進委員	山本 昭子	
欠席委員	4番	盛田 敬一							
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 農業委員会憲章の唱和 4 議事録署名委員の決定 5 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 6 付議事項 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 非農地証明申請について 7 その他								
委員会出席者	竹本事務局長 銀杏主事								
議事録署名委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和2年度第8回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員10名中9名が出席ですので、今回の定例会は成立します。盛田委員さんは欠席です。会長さんよりあいさつをお願いします。							
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)							

3. 農業委員会憲章の唱和	会 長	農業委員会憲章の唱和を行います。
	全 員	(唱和)
4. 議事録署名委員の決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、1番の伊井野委員と2番の西山委員でお願いします。
5. 報告事項	会 長	報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和2年10月8日から11月8日までの行事等についてです。まず10月8日ですが、第7回農業委員会定例会を開催しました。同日に、農地法第3条の規定による許可申請書を1件受理しました。22日には、第5回常設審議委員会が倉吉市で開催されました。11月4日ですが、農地中間管理事業実務担当者会議が鳥取市で開催されました。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(意見等なし)
6. 付議事項	会 長	付議事項です。議案第1号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。
	事務局	議案第1号、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。 申請農地は大字須澄の田3筆で、3筆の合計面積は3,036㎡です。農振区分は3筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字須澄の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字須澄の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

津村委員 借受人に聞き取りをしました。更新ということですがけれども、前は2月頃までの設定だったそうです。期間が空いていましたけれども、これは貸付人の世話をしておられる娘さんのご主人が亡くなられたため、更新の手続きが遅れたということでした。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。
申請農地は大字香田の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分農用地区域内、面積は1,401㎡です。権利の種別は第3条による無償移転で、内容は所有権移転です。譲渡人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇、譲受人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇となっております。本来であれば、農地法第3条第2項第5号に該当するため、許可要件を満たさないのですが、特例としまして、農地法施行令第2条第3項第3号の事由に該当するため、許可相当と考えます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

小林委員 事務局と一緒に調査をしました。譲受人には会えなかったですが、譲渡人と奥様に聞き取りをしました。先ほどの事務局の説明をしまして、経営をきちんとするという約束をいただきました。適正ということで、報告させていただきます。

7. その他	会 長	この件について、質問、意見等はありませんか。 これに関連して、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件も、ここで説明しますか。それともその他の事項でしますか。
	事務局	その他の事項で説明します。
	会 長	この件については、許可するというだけでいいですか。
	委 員	(異議等なし)
	会 長	それでは、申請どおり決定します。
	会 長	その他の事項です。 ●事務局より、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の作成計画について説明あり。 ●事務局より、農地法第3条の3第1項の規定による届出に関する調査結果について報告あり。 ●事務局より、農地利用意向調査の対象農地に関する情報提供について依頼。 ●11月19日(木)の農業委員会特別研修会について確認事項あり。 ●次回定例会は、12月8日(火)9:00～に決定。
	会 長	以上で、令和2年度第8回の定例会を終了します。